

公益財団法人福岡県すこやか健康事業団 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県すこやか健康事業団（以下「本事業団」という。）の定款第16条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤役員とは、理事のうち、本事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- 三 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 四 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。なお、報酬とは、この法人の役員としての職務遂行の対価に限られ、この法人の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。
- 五 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本事業団は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、別表1「常勤役員俸給表」に基づき役員報酬を決定する。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 4 役員等のうち、非常勤役員及び評議員には、会議等の参加の都度、別表2「非常勤役員及び非常勤評議員に係る報酬額等」に定める額を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本事業団の常勤役員の報酬月額は、別表1「常勤役員俸給表」のとおりとし、常勤役員各々の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支給)

第5条 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする賃金規程（以下「賃金規程」という。）に準ずる。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員が退任した場合にその者に支給するものとし、死亡により退任した者

については、その遺族に支払うものとする。なお、遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

2 退職慰労金は、本人の不都合によって解任されたときはこれを支給しない。

3 常勤役員に対する退職慰労金は、常勤役員退職慰労金支給基準（別表3）に基づき、退任時最終報酬月額に常勤役員在任月数及び功績倍率を乗じ、さらに12分の1を乗じた金額とする。在任月数に端数が有る場合にはこれを切り上げる。ただし、在任月数は当初就任日より起算して96月を上限とする。

（費用）

第7条 本事業団は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要する費用については前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、「賃金規程」に準ずる。

3 役員及び評議員の、出張に要する旅費（宿泊費含む）については、別に定める職員を対象とした旅費規程に準ずる。

（公表）

第8章 本事業団は、この規程をもって、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

（改廃）

第9章 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

（平成25年3月26日理事会議決）

平成27年3月9日 一部改正

平成28年6月22日 一部改正

別表1 常勤役員俸給表（単価：円）

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	300,000	11	800,000	21	1,300,000
2	350,000	12	850,000	22	1,350,000
3	400,000	13	900,000	23	1,400,000
4	450,000	14	950,000	24	1,450,000
5	500,000	15	1,000,000	25	1,500,000
6	550,000	16	1,050,000	26	1,550,000
7	600,000	17	1,100,000	27	1,600,000
8	650,000	18	1,150,000	28	1,650,000
9	700,000	19	1,200,000		
10	750,000	20	1,250,000		

役員報酬適用号俸の範囲

区分	適用号俸
事務職	1号俸～20号俸
医師職	10号俸～28号俸

別表2 非常勤役員及び非常勤評議員に係る報酬額等

1 報酬額

理事会及び評議員会 一律 15,000 円
 監事による監査 一律 15,000 円

2 交通費

第一地域	福岡市内、糸島地区、粕屋地区、筑紫地区	3,000 円
第二地域	福岡県内（第一地域を除く）、熊本県、佐賀県	5,000 円
第三地域	長崎県、大分県、山口県	15,000 円
第四地域	近畿地区	45,000 円
第五地域	関東地区	70,000 円

（備考）

1）地域は勤務先住所からの起算とする。

別表3 常勤役員退職慰労金支給基準（功績倍率）

理事長 3.0
 会長 3.0
 専務理事 2.5
 常務理事 2.0
 理事 1.0